

本庄市指定給水装置工事事業者の変更、主任技術者の選任・解任、
 廃止・休止・再開手続きについて

1. 変更

提出書類

- 指定給水装置工事事業者変更届出書（様式第10）
- 変更内容に応じて下表の書類

提出書類 変更内容		誓約書	登記事項 証明書 (原本)	定 款 (写 し)	住民票 (写 し)	指定給水 装置工事 事業者証
氏名又は名称	法人	○	○	○		○
	個人				○	○
住所	法人		○	○		○
	個人				○	○
代表者	法人	○	○	○		○
役員	法人	○	○			

※ 誓約書（様式第2）

以下のいずれにも該当しない者であること。

- イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

- ※ 指定給水装置工事事業者変更届出書には、届出者住所、氏名又は名称、電話番号を記入してください。
- ※ 住所変更の場合には、事務所の外観、内観の写真及び案内図を添付してください。
- ※ 変更のあった日からから30日以内に届出してください。

2. 主任技術者の選任・解任

提出書類

- 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）
- （選任の場合）主任技術者の免状又は主任技術者証の写し

- ※ 給水装置工事主任技術者選任届出書には、届出者住所、氏名又は名称、電話番号を記入してください。
- ※ 解任により主任技術者が不在となった場合には、主任技術者を新たに選任し、2週間以内に届出してください。

3. 廃止・休止・再開

提出書類

- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
- （廃止・休止の場合）本庄市指定給水装置工事事業者証

- ※ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書には、届出者住所、氏名又は名称、電話番号を記入してください。
- ※ 廃止・休止の場合は、30日以内に届出してください。
- ※ 再開の場合は、10日以内に届出してください。

4. その他

- ・個人から法人へ移行する場合や法人から個人へ移行する場合には、廃止と指定申請の手続きをしてください。
- ・法人の組織変更や合併につきましては、連絡先までお問い合わせください。
- ・提出書類への押印が不要になりました。

<連絡先>

〒367-0054

本庄市千代田3丁目4番5号

本庄市上下水道部水道課

電話：0495-22-2151